

入札保証金について

沖縄県財務規則第100条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、入札保証金を免除とします。

なお、同項第3号においては、実績の有無を確認するため、地方公共団体等契約状況(※)を提出してください。

提出期限等については、公告又は文化観光スポーツ部文化振興課まで確認願います。

※様式については、文化振興課HPにも掲載しておりますのでご活用下さい。

沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当する業務（①～⑤をすべて満たすこと）

①過去2か年間の間：前年度及び前々年度の2か年とし、

当該年度において完了した業務を実績として認める。

②発注者：国（独立行政法人、公社、公団を含む）又は地方公共団体

③種類を同じくするもの：不動産鑑定業務

④規模を同じくするもの：1筆以上及び1棟以上

⑤実績とする業務：業務を完了したもの